

介護サービス事業者  
基準確認シート  
(令和3年4月改定基準)

指定介護予防支援

事業所名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- ・「法」 … 介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・「施行規則」 … 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- ・「平18厚労令37」 … 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）
- ・「平18-0331003」 … 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年老振発第0331003号・老老発第0331016号）
- ・「予防条例」 … さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第88号）

### 電磁的方法について

サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、法令等において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。）により行うことができます。（被保険者証に関するものを除く。）

※ 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法にしてください。

電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法で行ってください。

ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

イ 書面に記載されている事項をスキャナ当により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

サービス事業者又はサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、条例及び要綱において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができます。

※ 事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により交付等を行うことができます。

ア 電磁的方法による同意は、例えば、電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。なお「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。

イ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。

※ 電磁的方法により記録・交付等を行う場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

介護サービス事業者 基準確認シート 目次

第1	基本方針	1
第2	人員に関する基準	2
第3	運営に関する基準	3
第4	介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	13
第5	変更の届出等	26
第6	その他	26

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
第1 基本方針	<p>① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して指定介護予防支援の事業を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護保険制度においては、要支援者である利用者に対し、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じて保健・医療・福祉にわたる指定介護予防サービス等（指定介護予防サービス・指定地域密着型介護予防サービス）が、多様なサービス提供主体により総合的かつ効率的に提供されるよう、介護予防支援を保険給付の対象として位置づけたものであり、その重要性に鑑み、保険給付率についても特に10割としているところです。</p> <p>※ 介護保険制度の基本理念である「自立支援」、すなわち利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を継続するということを実現するため、利用者が要支援者であることに鑑み、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標指向型の計画を作成し、支援することができるかどうかという視点から検討を行い支援を行ってください。</p> <p>※ 介護予防支援の事業については、市町村が設置する地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受け、主体的に行う業務としており、常にこの基本方針を踏まえた事業運営を図らなければなりません。</p>	<p>予防条例第2条第1項 平18-0331003 第1の1</p>
	<p>② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して指定介護予防支援の事業を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第2条第2項 平18-0331003 第2の1</p>
	<p>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等（介護予防サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者）に不当に偏することのないよう、公正中立に指定介護予防支援を提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の23第1項 平18厚労令37 第1条の2第3項 平18-0331003 第2の1</p>
	<p>④ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第2条第4項 平18-0331003 第2の1</p>

<p>第2 人員に関する基準 1 従業者の員数</p>	<p>○ 事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当てる必要な数の担当職員を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 担当職員は、次のいずれかの要件を満たす者であって、都道府県が実施する研修を受講する等介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者を充てる必要があります。</p> <p>ア 保健師 イ 介護支援専門員 ウ 社会福祉士 エ 経験ある看護師 オ 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事</p> <p>※ 担当職員は、前記の要件を満たす者であれば、地域包括支援センターの職員等と兼務して差し支えありません。</p> <p>※ 利用者の給付管理に係る業務等の事務的な業務に従事する者については、前記の要件を満たしていなくても差し支えありません。</p> <p>※ 介護予防支援事業者は、担当する区域の状況を踏まえ、必要な担当職員を配置するか、あるいは指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することにより、適切に業務を行えるよう体制を整備する必要があります。</p> <p>※ 配置する職員について常勤又は専従等の要件を付していませんが、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があります、担当職員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に担当職員に連絡が取れるなど利用者の支援に支障が生じないよう体制を整えておく必要があります。</p> <p>※ 担当職員が非常勤の場合や他の事業と兼務している場合にも、介護予防支援の業務については、介護予防支援事業者の指揮監督に基づいて適切に実施するよう留意しなければなりません。</p>	<p>予防条例第4条 平18-0331003 第2の2 第2の2(1)</p>
<p>2 管理者</p>	<p>① 事業所ごとに常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 常勤とは、事業所における勤務時間（事業所において、指定介護予防支援以外の事業を行っている場合には、その事業に従事している時間を含む。）が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいいます。</p> <p>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことを可能とします。</p> <p>※ また、同一の事業者によって併設される事業所の職務であって、事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。</p>	<p>予防条例第5条第1項 平18-0331003 第2の2(2) 第2の2(3)①</p>
	<p>② 管理者は、専らその職務に従事していますか。</p>	<p>予防条例第5条第</p>

	<p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「専らその職務に従事する」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて、そのサービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>※ 事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は地域包括支援センターの職務に従事することができます。</p> <p>※ 管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が地域包括支援センターの業務を兼務して、その業務上の必要性から不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。</p>	<p>2項 平18-0331003 第2の2(2) 第2の2(3)② 第2の2(3)③</p>
<p>第3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>① 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを利用するために必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 高齢者の主体的なサービス利用を実現するために、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行ってください。</p> <p>※ 同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望まれます。</p>	<p>予防条例第6条第1項 平18-0331003 第2の3(2)</p>
	<p>② 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の説明を行い、理解を得たことにつき署名を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定介護予防支援は、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定し、常に利用者の目標に沿って行われるものであり、介護予防サービス計画は基本方針及び利用者の選択を尊重し、自立を支援するために作成されるものです。</p> <p>このため、指定介護予防支援について利用者の主体的な取組が重要であり、利用者から担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること等ができること等につき十分説明を行い、理解が得られるよう、文章の交付に加え口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければなりません。</p>	<p>予防条例第6条第2項 平18-0331003 第2の3(2)</p>
	<p>③ 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又診療所に伝えるよう求めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第6条第3項 平18-0331003 第2の3(2)</p>

	<p>※ 利用者が病院等に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援や退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながることから、指定介護予防支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進するため、利用者又はその家族に事前に協力を求める必要があることを規定したものです。</p> <p>なお、より実効性を高めるため、日頃から担当職員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険者証、お薬手帳等と合わせて保管すること依頼しておくことが望まれます。</p>	
2 提供拒否の禁止	<p>○ 正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 介護予防支援の公共性に鑑み、原則として、指定介護予防支援の利用申込に対しては、応じなければなりません。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。</p> <p>ア 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>イ 利用申込者が他の事業者にも併せて指定介護予防支援の依頼を行っていることが明らかな場合</p>	<p>予防条例第7条 平18-0331003 第2の3(3)</p>
3 サービス提供困難時の対応	<p>○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 通常の事業の実施地域とは、事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいいます。</p>	<p>予防条例第8条</p>
4 受給資格等の確認	<p>○ 指定介護予防支援の提供を求められた場合には、被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第9条</p>
5 要支援認定の申請に係る援助	<p>① 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 被保険者が介護予防支援事業者に要支援認定の申請に関する手続きを代わって行わせることができること等を踏まえ、被保険者から要支援認定の申請の代行を依頼された場合等においては、介護予防支援事業者は必要な協力を行わなければなりません。</p>	<p>予防条例第10条第1項 平18-0331003 第2の3(4)①</p>
	<p>② 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 要支援認定の申請がなされていれば、要支援認定の効力が申請時に遡ることにより、指定介護予防支援の利用に係る費用が保険給付の対象となります。</p>	<p>予防条例第10条第2項 平18-0331003 第2の3(4)②</p>
	<p>③ 要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p>	<p>予防条例第10条第3項</p>

	いる ・ いない	平18-0331003 第2の3(4)③
6 身分を証する書類の携行	<p>○ 利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、提示すべき旨を指導していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、担当職員の氏名を記載した上、写真を貼付したものとすることが望まれます。</p>	予防条例第11条 平18-0331003 第2の3(5)
7 利用料等の受領	<p>○ 指定介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（償還払いとなる場合）と、介護予防サービス計画費の額（代理受領がなされる場合）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の経費が他方へ転嫁等されることがないように、不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ これによって、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないこととなります。</p>	予防条例第12条 平18-0331003 第2の3(6)
8 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>○ 利用者が保険給付の請求を容易に行えるよう、提供した指定介護予防支援について利用料の支払を受けた場合（償還払いとなる場合）には、利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	予防条例第13条 平18-0331003 第2の3(7)
9 指定介護予防支援の業務の委託	<p>○ 指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の事項を遵守していますか。</p> <p>ア 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。</p> <p>イ 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。</p> <p>ウ 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。</p> <p>エ 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基本方針、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守するよう措置させなければならないこと。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業者が業務の一部を委託する場合にはアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行えるよう配慮しなければなりません。</p> <p>※ 受託する指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう、委託する業務の範囲及び業務量について十分に配慮しなければなりません。</p> <p>※ 委託を行ったとしても、指定介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者です。</p>	法 第115条の23第3項 予防条例第14条 平18-0331003 第2の3(8)



	<p>ア 委託を受けた指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス計画原案を作成した際には、介護予防サービス計画原案が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行ってください。</p> <p>イ 委託を受けた指定居宅介護支援事業者が評価を行った際には、評価の内容について確認を行い、今後の方針等について必要な援助・指導を行ってください。</p> <p>ウ 委託を行った指定居宅介護支援事業所との関係等について利用者に誤解のないよう説明しなければなりません。</p>	
10 法定代理受領サービスに係る報告	<p>○ 毎月、国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した給付管理票を提出していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第15条第1項 平18-0331003 第2の3(9)①</p>
11 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	<p>○ 利用者が要介護認定を受け、指定居宅介護支援事業者に変更した場合等に、変更後の指定居宅支援事業者等が滞りなく給付管理票の作成・届出等の事務を行うことができるよう、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第16条 平18-0331003 第2の3(10)</p>
12 利用者に関する市町村への通知	<p>○ 指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ ア、イの場合、市町村が、既に支払った保険給付の徴収や保険給付の制限を行うことができるため、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。</p>	<p>予防条例第17条 平18-0331003 第2の3(11)</p>
13 管理者の責務	<p>① 管理者は、担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第18条第1項</p>
	<p>② 管理者は、担当職員その他の従業者に運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第18条第2項</p>
14 運営規程	<p>○ 指定介護予防支援の事業の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定介護予防支援の提供を確保するため、事業所ごとに、運営規程として次の事項を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針</p> <p>イ 職員の職種、員数及び職務内容</p> <p>※ 担当職員とその他の従業者に区分し、員数及び職務内容を記載してください。</p> <p>ウ 営業日及び営業時間</p>	<p>予防条例第19条 平18-0331003 第2の3(12)</p>



	<p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）のとおりです。 特に留意すべき内容は次のとおりです。</p> <p>ア 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</p> <p>イ 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 事業主が講ずることが望ましい取組としては、</p> <p>ア 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>イ 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）</p> <p>ウ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ マニュアルや手引きについては、厚生労働省のホームページに掲載されているので、参考にしてください。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a></p>	
<p>16 業務継続計画の策定等 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的实施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。</p> <p>ア 感染症に係る業務継続計画</p> <p>a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等）</p> <p>b 初動対応</p> <p>c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>イ 災害に係る業務継続計画</p> <p>a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>c 他施設及び地域との連携</p>	<p>予防条例第20条の2第1項 平18-0331003第2の3(14)①</p> <p>平18-0331003第2の3(14)②</p>
	<p>② 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 研修及び訓練は、定期的（年1回以上）実施し、研修については、新規採用時には別に実施することが望ましいです。</p> <p>※ 研修の実施内容については記録してください。</p> <p>※ 研修及び訓練は、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p>	<p>予防条例第20条の2第2項</p> <p>平18-0331003第2の3(14)③④</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第20条の2第3項</p>

<p>17 設備及び備品等</p>	<p>○ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、指定介護予防支援の業務に支障がない場合には、地域包括支援センターが行う他の事業の用に供する事務室又は区画と同一のものであっても差し支えありません。</p> <p>※ 相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等はプライバシーが守られ、利用者が直接出入りできるなど利用しやすいよう配慮する必要があります。</p> <p>※ 他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、運営に支障がない場合は、他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。</p>	<p>予防条例第21条 平18-0331003 第2の3(15)</p>
<p>18 従業者の健康管理</p>	<p>○ 担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第22条</p>
<p>19 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。</p>	<p>○ 当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。</p>	<p>予防条例第22条の2</p> <p>予防条例第22条の2第1号</p> <p>予防条例第22条の2第2号</p> <p>予防条例第22条の2第3号</p>
<p>20 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨です。</p> <p>※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。</p>	<p>予防条例第23条 平18-0331003 第2の3(17)</p>
<p>21 秘密保持</p>	<p>① 担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>② 担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>予防条例第24条第1項 平18-0331003 第2の3(18)①</p> <p>予防条例第24条第2項 平18-0331003 第2の3(18)②</p>

	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、担当職員及び介護予防サービス計画に位置付けた各介護予防サービスの担当者が課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や支援すべき総合的な課題等の個人情報を共有するためには、あらかじめ、文書により利用者及び家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※ 介護予防支援においては特に、サービス担当者会議に介護予防サービス事業者、主治医のほか地域において利用者を支援する取組を行う住民等の様々な関係者が参加する機会が多くなることが想定されますが、サービス担当者会議において用いられた個人情報が正当な理由なく目的外に使用されないよう、例えば法令上の守秘義務がない者に対しては、個人情報を適切に取り扱う旨に同意する文書を提出させるなど、個人情報の保護に留意する必要があります。</p>	<p>予防条例第24条第3項 平18-0331003 第2の3(18)③</p>
	<p>④ 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「個人情報の保護に関する法律」の概要</p> <p>ア 利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。</p> <p>イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること。</p> <p>ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つよう努め、安全管理措置を講じ、従業者及び委託先を監督すること。</p> <p>エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。</p> <p>オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。</p> <p>カ 苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。</p> <p>※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より</p> <p>医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイダンスにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイダンスを遵守する努力を求めるものです。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省)</p>
<p>22 広告</p>	<p>○ 広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていないですか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>予防条例第25条</p>
<p>23 介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等</p>	<p>① 事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>予防条例第26条第1項 平18-0331003 第2の3(19) 第2の3(19)①</p>

	<p>※ 事業者は公正で中立性の高い事業運営を行う必要があり、介護予防サービス計画はあくまで利用者の支援すべき総合的な課題に即したものでなければなりません。</p> <p>※ 例えば、事業者又は管理者が、同一法人系列の介護予防サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、支援すべき総合的な課題に反するばかりでなく、事実上他の介護予防サービス事業者の利用を妨げることを指します。</p> <p>※ 担当職員は、介護予防支援費の加算を得るために、支援すべき総合的な課題に即さない介護予防サービスを介護予防サービス計画に位置付けることがあってはなりません。 ましてや事業者及び管理者は、担当職員に同旨の指示をしてはなりません。</p> <p>※ 指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターにおいては、地域包括支援センター運営協議会が設けられ、介護予防支援の事業を含め地域包括支援センターが行う事業の公正かつ中立な運営を確保するために関わることから、地域包括支援センター運営協議会においては、この規定が遵守されているかなどについても、適宜把握する必要があります。</p>	
	<p>② 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>予防条例第26条第2項 平18-0331003 第2の3(19)②</p>
	<p>③ 事業者及び従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p>	<p>予防条例第26条第3項 平18-0331003 第2の3(19)③</p>
<p>24 苦情処理</p>	<p>① 指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 具体的には、指定介護予防支援等についての苦情の場合には、利用者又は家族、指定介護予防サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。</p> <p>※ 苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示してください。</p>	<p>予防条例第27条第1項 平18-0331003 第2の3(20)①④</p>
	<p>② 苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 苦情に対し事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の内容等を記録してください。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例第27条第2項 平18-0331003 第2の3(20)②</p>

	<p>③ 自ら提供した指定介護予防支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第27条第3項</p>
	<p>④ 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第27条第4項</p>
	<p>⑤ 自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第27条第5項</p>
	<p>⑥ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第27条第6項</p>
	<p>⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第27条第7項</p>
25 事故発生時の対応	<p>① 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が安心して指定介護予防支援の提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望まれます。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p>	<p>予防条例第28条第1項 平18-0331003 第2の3(21)</p>
	<p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例第28条第2項</p>
	<p>③ 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p>	<p>予防条例第28条第3項 平18-0331003 第2の3(21)②</p>
26 虐待の防止 ※ 令和6年3月31日までは努力義務です。	<p>○ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第28条の2</p>

	<p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>エ ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>予防条例第28条の2第1号</p> <p>予防条例第28条の2第2号</p> <p>予防条例第28条の2第3号</p> <p>予防条例第28条の2第4号</p>
27 会計の区分	<p>○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法については、「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号）、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日老振第18号）を参考にしてください。</p>	<p>予防条例第29条 平18-0331003 第2の3(22)</p>
28 記録の整備	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第30条第1項</p>
	<p>② 利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>イ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した介護予防支援台帳</p> <p>(ア) 介護予防サービス計画</p> <p>(イ) アセスメントの結果の記録</p> <p>(ウ) サービス担当者会議等の記録</p> <p>(エ) 評価の結果の記録</p> <p>(オ) モニタリングの結果の記録</p> <p>ウ 市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 苦情の内容等の記録</p> <p>オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第30条第2項</p>
第4 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防支援の基本取扱方針	<p>① 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第31条第1項</p>
	<p>② 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第31条第2項</p>
	<p>③ 自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第31条第3項</p>
2 担当職員による介護予防サービス計画の作成	<p>○ 管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第32条第1号 平18-0331003 第2の4(1)①</p>



<p>3 指定介護予防支援の基本的留意点</p>	<p>○ 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 指定介護予防支援は、利用者及び家族の主体的な参加及び自らの目標に向けての意欲の向上と相まって行われることが重要です。 このため、利用者及び家族の十分な理解が求められます。</p>	<p>予防条例第32条第2号 平18-0331003 第2の4(1)②</p>
<p>4 計画的な指定介護予防サービス等の利用</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第32条第3号 平18-0331003 第2の4(1)③</p>
<p>5 総合的な介護予防サービス計画の作成</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 予防給付の対象となるサービス以外とは、例えば、利用者本人の取組、家族が行う支援、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練などが考えられます。</p> <p>※ 介護予防サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者や家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、総合的かつ目標指向的な計画となるよう努めなければなりません。 この場合には、介護保険制度の基本理念等について、利用者が十分理解できるよう、担当職員は丁寧に説明をし、適切なサービスを利用者が選択できるよう専門的な観点から利用者の個別性を踏まえ、助言しなければなりません。</p> <p>※ 地域包括支援センターにおいては、日常生活全般を支援する上で、利用者や家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、予防給付等対象サービスであるか否かに関わらず、地域で不足していると思われるサービス等が提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが必要です。</p>	<p>予防条例第32条第4号 平18-0331003 第2の4(1)④</p>
<p>6 利用者自身によるサービスの選択</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から介護予防サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、介護予防サービス計画案を利用者に提示する際には、地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に対して提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第32条第5号 平18-0331003 第2の4(1)⑤</p>

	<p>※ 担当職員は、特定の指定介護予防サービス事業者等に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる介護予防サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。</p> <p>また、例えば集合住宅等において、特定の介護予防サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、介護予防サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定介護予防サービス事業所のみを介護予防サービス計画に位置づけるようなことはあってはなりません。</p> <p>※ 地域の指定介護予防サービス事業者等の情報を提供するに当たっては、都道府県又は指定情報公表センターが公表を行っている情報等についても活用してください。</p>	
<p>7 課題分析の実施</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次の各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握していますか。</p> <p>ア 運動及び移動 イ 家庭生活を含む日常生活 ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション エ 健康管理</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。</p> <p>このため担当職員は、介護予防サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。</p>	<p>予防条例第32条第6号 平18-0331003 第2の4(1)⑥</p>
<p>8 課題分析における留意点</p>	<p>○ 担当職員は、アセスメント（解決すべき課題の把握）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行っていますか。</p> <p>この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>※ 担当職員は、アセスメントに当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行わなければなりません。</p> <p>この場合において、事前に要支援認定の認定調査結果、主治医意見書等により、一定程度利用者の状態を把握しておく必要があります。</p> <p>※ 面接に当たっては、利用者や家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、担当職員は、面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得なければなりません。</p> <p>このため、担当職員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。</p> <p>※ アセスメントの結果について記録するとともに、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例第32条第7号 平18-0331003 第2の4(1)⑦</p>

<p>9 介護予防サービス計画原案の作成</p>	<p>○ 担当職員は、利用者の希望及びアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 担当職員は、介護予防サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、目標指向型の介護予防サービス計画原案を作成しなければなりません。</p> <p>したがって、介護予防サービス計画原案は、アセスメントの結果、利用者が目標とする生活、利用者及び家族の意向を踏まえ、地域における指定介護予防サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。</p> <p>※ 介護予防サービス計画原案には、目標、目標についての支援のポイント、ポイントを踏まえ、具体的に本人等のセルフケア、家族、インフォーマルサービス、介護保険サービス等により行われる支援の内容、これらの支援を行う期間等を明確に盛り込み、達成時期には介護予防サービス計画及び各指定介護予防サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。</p>	<p>予防条例第32条第8号 平18-0331003第2の4(1)⑧</p>
<p>10 サービス担当者会議等による専門的意見の聴取</p>	<p>○ 担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を指定介護予防サービス等の担当者と共有するとともに、介護予防サービス計画の原案の内容について、指定介護予防サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ サービス担当者会議とは、担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を召集して行う会議をいいます。</p> <p>※ やむを得ない理由がある場合については、指定介護予防サービス等の担当者に対する照会等により意見を求めることができます。</p> <p>※ 担当職員は、新規に介護予防サービス計画原案を作成したときは、利用者の情報を各サービスの担当者等で共有するとともに、利用者が抱えている課題、目標、支援の方針等について協議し、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかについて相互に理解するなどについて、利用者や家族、介護予防サービス計画原案作成者、介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービスの担当者、主治医、インフォーマルサービス担当者等からなるサービス担当者会議を必ず開催することが必要です。</p> <p>また、これらの各サービスの担当者でサービス担当者会議に参加できない者については、照会等により専門的見地からの意見を求めれば差し支えないこととされていますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や介護予防サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。</p> <p>※ サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容について記録するとともに、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例第32条第9号  平18-0331003第2の4(1)⑨</p>

<p>11 介護予防サービス計画の説明及び同意</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防サービス計画に位置付ける指定介護予防サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、介護予防サービス計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。</p> <p>このため、介護予防サービス計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された介護予防サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ 説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案とは、いわゆる「介護予防サービス・支援計画書」に相当するものすべてが望ましいが、少なくとも「目標」、「支援計画」、「【本来行うべき支援ができない場合】適切な支援の実施に向けた方針」、「総合的な方針：生活不活発病の改善・予防のポイント」欄に相当するものについては、説明し、同意を得てください。</p>	<p>予防条例第32条第10号 平18-0331003 第2の4(1)⑩ 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」(平成18年3月31日老振発第0331009号厚生労働省老健局振興課長通知)</p>
<p>12 介護予防サービス計画の交付</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及びサービスの担当者に交付しなければなりません。</p> <p>※ 交付する介護予防サービス計画については、11の説明及び同意を要する介護予防サービス計画原案の範囲を参照してください。</p> <p>※ 介護予防サービス計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例第32条第11号 平18-0331003 第2の4(1)⑩</p>
<p>13 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス条例において位置付けられている計画の提出を求めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第32条第12号</p>

	<p>※ 介護予防サービス計画と各担当者が自ら提供する介護予防サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」と)との連動性を高め、介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。</p> <p>このため、条例第15条第11号に基づき、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性について確認することとしました。</p> <p>なお、担当職員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や適合性の確認については、介護予防サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいものです。</p> <p>さらに、サービス担当者会議の前に介護予防サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。</p>	<p>平18-0331003 第2の4(1)⑫</p>
<p>14 個別サービス計画作成の指導及び報告の聴取</p>	<p>○ 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス条例において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 担当職員は、サービスの担当者に対して介護予防サービス計画を交付する際には、介護予防サービス計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各サービスの担当者との共有、連携を図った上で、各サービスの担当者が自ら提供する介護予防サービス等の介護予防サービス計画における位置付けを理解できるように配慮するとともに、サービスの担当者が介護予防サービス計画の内容に沿って個別サービス計画を作成されるよう必要な援助を行う必要があります。</p> <p>※ 利用者の状況や課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する介護予防サービス事業者等により把握されることも多いことから、担当職員は、介護予防サービス事業者等のサービスの担当者と緊密な連携を図り、設定された目標との関係を踏まえて利用者の状況や課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制を整備する必要があります。</p> <p>そのため、各サービスの担当者がサービスの実施を開始した後は、それぞれのサービスの担当者から、少なくとも1月に1回、介護予防サービス事業者等への訪問、電話、FAX等の方法により、サービスの実施状況、サービスを利用している際の利用者の状況、サービス実施の効果について把握するために聴取する必要があります。</p>	<p>予防条例第32条第13号 平18-0331003 第2の4(1)⑬</p>
<p>15 介護予防サービス計画の実施状況等の把握</p>	<p>① 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、モニタリング(介護予防サービス計画の実施状況の把握)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第32条第14号 平18-0331003 第2の4(1)⑭</p>

	<p>② 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ モニタリングには、利用者についての継続的なアセスメントを含みます。</p> <p>※ 設定された目標との関係を踏まえつつ、利用者の有する生活機能の状況や課題に即した適切なサービスを組み合わせ利用者に提供し続けることが重要です。</p> <p>このために担当職員は、利用者の有する生活機能の状況や課題の変化に留意することが重要です。</p> <p>変化が認められる場合等は、必要に応じて介護予防サービス計画の変更を行ってください。</p> <p>また、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る情報は、主治医の医師等が医療サービスの必要性を検討するに当たり有効な情報です。</p> <p>このため、指定介護予防支援の提供に当たり、例えば、</p> <p>ア 薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している</p> <p>イ 薬の服用を拒絶している</p> <p>ウ 使い切らないうちに新たに薬が処方されている</p> <p>エ 口臭や口腔内出血がある</p> <p>オ 体重の増減が推測される見た目の変化がある</p> <p>カ 食事量や食事回数に変化がある</p> <p>キ 下痢や便秘が続いている</p> <p>ク 皮膚が乾燥していたり湿疹等がある</p> <p>ケ リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況</p> <p>などの情報のうち主治の医師等の助言が必要と介護支援専門員が判断したものについて、当該医師等に提供するものです。</p> <p>なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意してください。</p>	
<p>16 介護予防サービス計画の実施状況等の評価</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、目標の達成状況について評価していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防サービス計画では、設定された目標との関係を踏まえた利用者の有する生活機能の状況や課題を基に利用者の目標とする生活を実現するためのさらなる具体的な目標を定め、目標を達成するために介護予防サービス等を期間を定めて利用することとなります。</p> <p>このため、介護予防サービス計画で定めた期間の終了時には、定期的に、介護予防サービス計画の実施状況を踏まえ、目標の達成状況を評価し、今後の方針を決定する必要があります。</p> <p>したがって、評価の結果により、必要に応じて介護予防サービス計画の見直しを行うこととなります。</p> <p>※ 評価の実施に際しては、利用者の状況を適切に把握し、利用者及び家族の意見を徴する必要があることから、利用者宅を訪問して行う必要があります。</p>	<p>予防条例第32条第15号 平18-0331003 第2の4(1)⑮</p>

	<p>※ 介護予防サービス計画の評価の結果は、5年間保存しなければなりません。</p>	
17 モニタリングの実施	<p>○ 担当職員は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。</p> <p>ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 特段の事情とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、担当職員に起因する事情は含まれません。</p> <p>※ 単棟職員は、モニタリングに当たっては、介護予防サービス計画の作成後においても、利用者及び家族、主修の医師、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行ってください。</p> <p>※ 指定介護予防サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくともサービス提供の開始月、サービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して3月に1回のいずれかに該当する場合には利用者の居宅で面接を行ってください。</p> <p>※ 利用者宅を訪問しない月でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは、利用者宅を訪問して確認を行ってください。</p> <p>※ モニタリングについては、1月に1回はその結果を記録することが必要です。</p> <p>さらに、特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。</p> <p>※ モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>予防条例第32条第16号 平18-0331003 第2の4(1)⑩</p>
18 介護予防サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取	<p>○ 担当職員は、次の場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、指定介護予防サービス等の担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。</p> <p>ア 利用者が要支援更新認定を受けた場合</p> <p>イ 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ やむを得ない理由がある場合については、指定介護予防サービス等の担当者に対する照会等により意見を求めることができます。</p>	<p>予防条例第32条第17号 平18-0331003 第2の4(1)⑪</p>

	<p>※ やむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定されます。</p> <p>※ サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容については記録するとともに、5年間保存しなければなりません。</p> <p>※ 介護予防サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存については同様です。</p>	
19 介護予防サービス計画の変更	<p>○ 介護予防サービス計画を変更する場合も、4～13に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、担当職員が一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はありません。</p> <p>ただし、この場合においても、担当職員が、設定された目標との関係を踏まえた利用者の状況や課題の変化に留意することが重要です。</p>	<p>予防条例第32条第18号 平18-0331003 第2の4(1)⑱</p>
20 介護保険施設への紹介その他の便宜の提供	<p>○ 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることにかんがみ、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。</p>	<p>予防条例第32条第19号 平18-0331003 第2の4(1)⑲</p>
21 介護保険施設との連携	<p>○ 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提としたアセスメントを行った上で介護予防サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。</p>	<p>予防条例第32条第20号 平18-0331003 第2の4(1)⑳</p>
22 主治の医師等の意見等	<p>① 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等（主治の医師又は歯科医師）の意見を求めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導及び介護予防短期入所療養介護については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、担当職員は、これらの医療サービスを介護予防サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。</p>	<p>予防条例第32条第21号 平18-0331003 第2の4(1)㉑</p>



	<p>このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、担当職員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりません。</p>	
	<p>② ①の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ なお、交付の方法については、対面のほか、郵便やメール等によることも差し付けなく、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要支援認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されることのないことに留意してください。</p>	<p>予防条例第32条第21号の2 平18-0331003 第2の4(1)㉔</p>
	<p>③ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、留意点を尊重してこれを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 医療サービス以外の指定介護予防サービス等を介護予防サービス計画に位置付ける場合にあつて、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、担当職員は、その留意点を尊重して介護予防支援を行ってください。</p>	<p>予防条例第32条第22号 平18-0331003 第2の4(1)㉔</p>
23 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の介護予防サービス計画への位置付け	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意していますか。</p> <p>また、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものです。</p> <p>※ 要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないという目安については、原則として上限基準であることを踏まえ、介護予防サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、適切な介護予防サービス計画を作成する必要があります。</p>	<p>予防条例第32条第23号 平18-0331003 第2の4(1)㉔</p>
24 介護予防福祉用具貸与の介護予防サービス計画への反映	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。</p> <p>また、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について専門的意見を聴取するとともに検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	<p>予防条例第32条第24号 平18-0331003 第2の4(1)㉔</p>

	<p>※ 介護予防福祉用具貸与の特性と利用者の心身の状況等と踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> <p>※ 担当職員は、利用者の介護予防サービス計画に指定介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認するため、調査票の写しを市町村から入手しなければなりません。</p> <p>ただし、利用者がこれらの結果を担当職員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。</p> <p>※ 担当職員は、調査票の写しを指定介護予防福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得た上で送付しなければなりません。</p> <p>※ 担当職員は、利用者が「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）第2の11(2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、医師の所見及び医師の名前を介護予防サービス計画に記載しなければなりません。</p> <p>この場合において、担当職員は、指定介護予防福祉用具貸与事業者より、医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。</p>	
<p>25 介護予防特定福祉用具販売の介護予防サービス計画への反映</p>	<p>○ 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等と踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。</p> <p>このため、担当職員は、サービス担当者会議を開催し、介護予防サービス計画に介護予防特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければなりません。</p>	<p>予防条例第32条第25号 平18-0331003 第2の4(1)㉓</p>
<p>26 認定審査会意見等の介護予防サービス計画への反映</p>	<p>○ 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にもその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者に説明する趣旨には、サービス種類については、変更の申請ができることを含めて説明してください。</p> <p>※ 指定介護予防サービス事業者は、認定審査会意見が被保険者証に記載されているときは、認定審査会意見に従って、指定介護予防サービスを提供するように努める必要があります。</p>	<p>予防条例第32条第26号 平18-0331003 第2の4(1)㉔</p>

27 指定居宅介護支援事業者との連携	<p>○ 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p>	予防条例第32条第27号
28 地域ケア会議への協力	<p>○ 指定介護予防支援事業者は、法115条の48第4項の規定に基づき、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険上に位置付けられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることについて規定しているところです。地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められます。そのため、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないことについて、具体的取扱方針においても、規定を設けたものです。</p>	<p>予防条例第32条第28号</p> <p>平18-0331003第2の4(1)㉔</p>
29 介護予防支援の提供に当たっての留意点	<p>① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 担当職員は、支援を行うことによって利用者がどのような生活を営むことができるのかということを常に留意しながら、支援を行う必要があります。</p> <p>② 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者の主体的な取組がなければ介護予防の十分な効果も期待できないおそれがあることから、担当職員は、介護予防支援の提供を通じて、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行う必要があります。</p> <p>③ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が介護予防に意欲を持って主体的に取り組んだり、支援を受けることによってどのような生活を営めるようになるのかを理解することが重要です。</p> <p>※ 介護予防サービス事業者等が設定された目標を共有することにより、その目標を達成するために適切な支援を行うことが重要です。</p>	<p>予防条例第33条第1号</p> <p>平18-0331003第2の4(2)①</p> <p>予防条例第33条第2号</p> <p>平18-0331003第2の4(2)②</p> <p>予防条例第33条第3号</p> <p>平18-0331003第2の4(2)③</p>

<p>※ 利用者が主体的に目標の達成に取り組めるよう、利用者と一緒に目標を設定することが重要です。</p>	
<p>④ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防の取組が利用者のできる行為を増やし、自立した生活を実現することを目指すものであることから、利用者のできる能力を阻害するようなサービスを提供しないよう配慮してください。</p>	<p>予防条例第33条第4号 平18-0331003 第2の4(2)④</p>
<p>⑤ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防においては利用者の生きがいや自己実現のための取組も含めて利用者の生活全般を総合的に支援することが必要です。 ※ 介護予防支援の提供に当たっては、介護予防サービスのみで利用者を支援するのではなく、利用者自身の取組や多様な主体によるサービスが連携して提供されるよう、サービス担当者会議等の機会を通じて配慮してください。</p>	<p>予防条例第33条第5号 平18-0331003 第2の4(2)⑤</p>
<p>⑥ 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 要支援者の心身の状態が改善したり、悪化することにより、地域支援事業における二次予防事業の対象者となったり、要介護者と認定されることがあります。 また、二次予防事業の対象者の心身の状態が悪化したり、要介護者の心身の状態が改善することにより要支援者と認定されることもあります。 このような場合に、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者と連携を図ってください。</p>	<p>予防条例第33条第6号 平18-0331003 第2の4(2)⑥</p>
<p>⑦ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとしていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 利用者が要支援に至る過程やその状態は様々であり、また、利用者の意欲や生活の状況等によって、取組の方法についても様々であることから、一人ひとりの利用者に応じて、効果的なサービスが提供されるよう支援してください。</p>	<p>予防条例第33条第7号 平18-0331003 第2の4(2)⑦</p>
<p>⑧ 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 介護予防支援の提供を通じて利用者の機能が改善した場合には、その機能が維持できるように、利用者自らが継続的に意欲を持って取り組めるよう支援してください。</p>	<p>予防条例第33条第8号 平18-0331003 第2の4(2)⑧</p>

第5 変更の届出	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地  イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ウ 登記事項証明書又は条例等（指定介護予防支援事業に関するものに限る。）  エ 事業所の平面図  オ 管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  カ 運営規程  キ 介護支援専門員の氏名及び登録番号</p> <p>※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。</p>	<p>法  第115条の25第1項  施行規則  第140条の37第1項  第140条の37第2項</p>
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法  第115条の25第1項  施行規則  第140条の37第3項</p>
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日  イ 廃止又は休止しようとする理由  ウ 現にサービスを受けている者に対する措置  エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法  第115条の25第2項  施行規則  第140条の37第4項</p>
第6 その他 1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要支援者のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合  ・ 法令遵守責任者の選任をすること。  イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合  ・ 法令遵守責任者の選任をすること。  ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。  ウ 事業所・施設の数が100以上の場合  ・ 法令遵守責任者の選任をすること。  ・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。  ・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法  第115条の32第1項  施行規則  第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先  (ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所等が所在する事業者  さいたま市長  (イ) 埼玉県のみすべての指定事業所等が所在する事業者  でア以外の事業者  埼玉県知事  (ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p>	<p>法  第115条の32第2項  施行規則  第140条の40第1項</p>

	<p>i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 厚生労働大臣</p> <p>ii 事業所等が2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 主たる事務所の所在する都道府県知事</p> <p>イ 届出事項  (ア) 事業者の名称  (イ) 主たる事務所の所在地  (ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名  (エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日  (オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数が20以上の場合）  (カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数が100以上の場合）</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の報告及び公表	<p>① 埼玉県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の35第1項 施行令第37条の2 施行規則第140条の44～46</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: right;">いる ・ いない</p>	<p>法 第115条の35第2項 施行規則第140条の46</p>